

平成28年9月8日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	有森弘茂
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民部長兼福祉事務所長	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
会	計	吉	田	範	昭
総	務課長兼人権・同和対策課長	大	代	昌	浩
企	画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	土	井	正	昭
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	山	靖	久
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	川	原	逸	生
福	祉	橋	村	直	子
保	険	田	崎		靖
農	林	中	島	憲	次
産	業	橋	口		浩
農	業	江	口	清	一
商	工	山	浦	康	則
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	栗	林	雅	彦
水	道	小	野	原	隆
教	育	染	川	康	輔
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和
監	査	村	田	敏	樹

平成28年 9 月 8 日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 報告第 7 号 平成27年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第 2 議案第54号 平成27年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第 3 議案第55号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第56号 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第57号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 報告第 7 号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第 1．報告第 7 号 平成27年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

おはようございます。議案書と別冊の平成27年度鹿島市土地開発公社決算書により御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 7 号 平成27年度鹿島市土地開発公社決算について。

地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、平成27年度鹿島市土地開発公社決算を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊の決算書で御説明いたします。

決算書の 1 ページのほうをお願いいたします。

平成27年度の事業報告でございますけれども、昨年度は公有地の取得及び処分は実施をい

たしておりません。

理事会の開催状況、監査の状況につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

役員及び職員の一覧表となっております。事務局は、企画財政課が所掌いたしております。

3ページをお願いいたします。

まず、収入について御説明いたします。

事業外収入の利子収入といたしまして、予算額113千円に対し、決算額113,554円となっております。予算対比554円の増となっております。

4ページをお願いします。

このページは支出の決算となっております。合計113千円の予算に対しまして、16,148円の決算で、支出の内容といたしましては、備考欄に記載いたしておりますように、監査時の費用弁償、ゴム印、九州地区土地開発公社等連絡協議会の負担金及びその振込手数料となっております。

5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

3項目の販売費及び一般管理費、事業損失15,619円は、前のページで御説明いたしました支出決算額16,148円から消費税の529円を差し引いた金額が、ここに計上されております。

4項目の事業外収益、受取利息は113,554円、これは預金の利息収入でございます。

次の事業外費用、雑損失の529円は消費税でございます。

経常利益、当期純利益は収入合計から支出合計を差し引いた97,406円となり、この利益は平成28年度へ繰り越し、準備金として整理をいたしております。

6ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として、資産合計36,724,837円を市内金融機関へ預金として保管いたしております。

負債の部については、ございません。

資本の部、基本金、基本財産は、定款に規定いたしております1,500千円でございます。

準備金は、平成26年度からの前期繰越準備金が35,127,431円、当期純利益が97,406円、準備金合計が35,224,837円となっております。

資本合計、負債資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、36,724,837円となっております。

7ページをお願いいたします。準備金計算書でございます。

8ページ、9ページにつきましては、決算監査意見書の写しでございます。

10ページは、附属資料としての資本金明細書でございます。

11ページは、現金残高表となっております。

なお、平成27年度決算につきましては、去る7月27日の土地開発公社理事会で認定を受け

ておりますことを申し添えます。

以上で報告第7号の説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第54号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第54号 平成27年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。小野原水道課長。

○水道課長（小野原隆浩君）

おはようございます。それでは、議案第54号 平成27年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明をいたします。

議案書の2ページをごらんください。

今回の平成27年度鹿島市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

今回の決算につきましては、地方公営企業会計制度の見直し後の新会計基準に沿った2年目の決算となっております。

それでは、別冊の水道事業会計決算書で御説明をいたしますので、御用意をお願いします。決算書の1ページ、2ページをお開きください。

平成27年度鹿島市水道事業決算報告書でございますが、この報告書は、予算額、決算額とも消費税込みで記載をいたしております。

収益的収入及び支出について御説明をいたします。

まず、収益的収入でございますけれども、第1款. 事業収益は、予算額590,480千円に対し、決算額は587,903,598円でございます。2,576,402円の減収となっております。

この事業収益のうち営業収益は、給水収益が主な収益でありまして、予算額531,693千円に対しまして、決算額532,273,534円で、580,534円の増収ということになっております。

次に、営業外収益は、受取利息、配当金、他会計補助金などでありまして、決算額55,630,064円で、予算額に対し3,155,936円の減収となっております。特別利益はございません。

次に、収益的支出でございます。第1款. 事業費は、予算額575,234千円に対しまして、決算額は512,290,471円で、62,945,529円の増となっております。

この事業費のうち営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などでありまして、予算額455,698千円に対しまして、決算額398,635,551円で、57,062,449円の増となっております。

営業外費用は、企業債利息や雑支出でございまして、予算額104,036千円に対しまして、決算額99,154,920円で、4,881,080円の増でございます。

特別損失は、新会計基準の適用によりまして、退職給付費を引当金として計上が義務づけられたことから、14,500千円の計上をいたしております。

この結果、決算書5ページの損益計算書にも記載をいたしておりますが、営業収益から営業費用、また特別損失を差し引いた当年度の純利益は70,837,935円となったところでございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明をいたします。

第1款. 資本的収入は、他会計出資金、工事補償金、企業債借入金などで、予算額54,213千円に対しまして、決算額50,181,658円で、4,031,342円の減となっております。これは下水道工事に伴う水道管の移設がなかったこと、また、企業債の借入れが減少したことが主な要因となっております。

次に、第1款. 資本的支出は、建設改良費、企業債償還などで、予算額361,195千円に対しまして、決算額348,578,319円で、12,616,681円の不用額となっております。これは建設改良費の久保山A取水ポンプ取りかえ工事が予定額よりも安くできたことや下水道工事に伴う水道管の移設工事が発生しなかったことが主な要因でございます。

これによりまして、資本的収入が資本的支出に対し不足する額298,396,661円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額4,522,909円、それから、当年度分の損益勘定留保資金201,085,503円で、減債積立金92,788,249円により補填をいたしたところでございます。

なお、補填財源の説明が19ページに記載してありますので、後ほどこれは説明をさせていただきます。

次に、5ページをごらんください。

平成27年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。これは水道事業の1年間の経営成績をあらわすもので、この決算書は消費税を除いた額で記載をいたしております。

営業収益の492,956,428円から営業費用の392,341,209円を差し引いた営業利益は100,615,219円となります。

次に、営業外収益の55,630,459円から営業外費用の70,907,743円を差し引いた額15,277,280円を営業利益の100,615,219円から差し引いていきますと、85,337,935円が経常利益というふうになります。この経常利益から特別損失の14,500千円を差し引きますと、当年度純利益は70,837,935円となっております。

次に、6ページ、7ページをごらんください。

平成27年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。この剰余金計算書様式につきましては、地方公営企業法施行規則の変更に伴い、平成26年度決算からの表記方法となっております。

この剰余金は、表左側の資本剰余金と右側の利益剰余金に区別されております。

7ページ、表左側の資本剰余金合計の欄を見ていただきますと、この資本剰余金は、昨年度に長期前受金へ移行した結果、367,360,769円がそのまま、資本剰余金の変動はございません。

次に、表右側の利益剰余金でございますが、減債積立金は上段に記載しております前年度末残高423,925,263円で、昨年度の純利益64,876,054円を繰り入れ、先ほど申し上げました資本的収支の不足額に92,788,249円を処分した結果、当年度末残高は396,013,068円となっております。

建設改良積立金は増減がなく、積立金は135,612,699円でございます。

次に、未処分利益剰余金は、表上段の前年度末残高534,372,855円から前年度処分量の64,876,054円を差し引いた額が繰入剰余金469,496,801円となり、減債積立金の取り崩し額92,788,249円と当年度純利益の70,837,935円を加えた当年度未処分利益剰余金は633,122,985円となります。

これによりまして、当年度末残高の利益剰余金は1,164,748,752円となっております。

次に、6ページ下の平成27年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございますが、当年度末残高の未処分利益剰余金633,122,985円から減債積立金へ処分する額70,837,935円を差し引いた額562,285,050円が次年度へ繰り越す利益剰余金というふうになります。

8ページ、9ページをごらんください。

平成27年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明をいたします。

資産の部でございます。8ページをごらんください。

固定資産は有形固定資産と無形固定資産がありますが、有形、無形を合わせた固定資産の合計は6,673,959,813円でございます。

なお、固定資産の詳細につきましては、30ページ、31ページの明細書に記載をいたしておるところでございます。

次に、流動資産でございます。現金預金は650,312,667円で、内訳は、21ページの平成27年度鹿島市水道会計キャッシュフロー計算書に記載をいたしております。

未収金は26,836,226円でございますが、現年度、過年度の水道料金及び他会計負担金でございます。これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして、流動資産の合計は676,274,723円であります。

この貸借対照表の借方でございますが、資産の合計は7,350,234,536円でございます。

次に、貸方の御説明をいたします。負債の部でございます。

固定負債の企業債残高は2,263,420,465円であります。退職給付引当金は30,943,045円で、固定負債の合計は2,294,363,510円でございます。

次に、9ページをごらんください。

流動負債の企業債は286,410,329円であります。これは1年間に償還する額でございます。未払金は14,487,826円で、主なものは、3月分の動力費や消費税納付額等でございます。また、その他流動負債は23,329,491円で、これは主に預かり下水道使用料等でございます。流動負債の合計は329,278,305円であります。

次に、繰延収益の長期前受金でございます。2,308,407,393円ございまして、これは昨年度より新会計基準の適用となったものでございます。

固定負債と流動負債の繰延収益を合わせた負債合計は4,271,026,831円になります。

次に、資本の部について御説明をいたします。

資本金のうち、自己資本は1,547,098,184円ございまして、次の剰余金でございますが、先ほど6ページ、7ページで御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

よって、資本合計は3,079,207,705円でありまして、負債と資本を合わせた負債資本合計は7,350,234,536円でございます。8ページで御説明をいたしました借方の資産合計と一致をしているところでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

このページは、会計基準改定後の特記事項を注記として記載したページでございます。説明は省略させていただきます。

次に、決算附属書類でございます。

12ページ、13ページは、平成27年の鹿島市水道事業報告書で、事業の概要を記載しております。説明は省略させていただきます。

14ページをごらんください。

ここは議会の議決事項、起債事項、職員に関する事項を記載しております。

15ページをごらんください。

ここは新設工事及び改良工事の概要で、3,000千円以上の工事の記載をしております。新設工事3件、改良工事等6件でございます。

16ページをごらんください。ここは業務量について記載をいたしております。

配給水状況でございます。給水人口は2万6,374人で、前年度より150人減少をいたしております。給水戸数は9,466戸で、前年度より25戸増加をいたしております。年間配水量は292万5,303立方メートルで、前年度より0.8%の2万4,285立方メートルの減少というふうになっております。有収水量は235万335立方メートルで、前年度より0.6%の1万5,377立方メートル減少をいたしているところでございます。

この結果、年間有収率は80.3%となりまして、前年度より0.1ポイントの増加をいたしておるところでございます。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事状況につきましては、前年度より37件減少して、331件となっております。これは主に漏水修繕の件数と給水装置の新設、増開設工事の件数でございます。

次に、事業収入及び事業費に関する事項でございます。ここの金額は、消費税抜きで記載をいたしております。

事業収入の事業収益は548,586,887円、前年度より16,710,863円の減収で、うち給水収益は478,318,420円、前年度より0.8%減の3,781,555円が減収となっております。

給水量の1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価につきましては203円51銭で、前年度より28銭減少をいたしているところでございます。

17ページをごらんください。

一方の事業費の営業費用は、前年度より12,276,321円減の392,236,109円でございます。また、営業外費用は、前年比で7,289,816円減の70,907,743円でございます。退職給付引当金などの計上による特別損失は14,500千円でございます。

この結果、事業費の総合計は477,748,952円となります。

給水量1立方メートル当たりの給水原価につきましては176円46銭で、前年度より3円89銭減少をいたしております。

次に、18ページをごらんください。

ここは契約金10,000千円以上の工事、企業債等について記載をいたしております。工事契約金10,000千円以上の工事はございませんでした。

企業債の本年度の借入額は43,600千円で、内訳といたしまして、配水設備整備事業に37,600千円、機械・電気・計装設備等の更新事業に6,000千円を借り入れております。

次に、19ページをごらんください。

その他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。職員給与費、予算額82,559千円に対しまして、決算額79,283,490円でございます。交際費は支出はございません。

棚卸資産購入限度額に対する決算でございますが、購入限度額6,093千円に対しまして、決算額3,420,001円でございます。これは新品メーター、修繕メーターの購入費でございます。

次に、27年度補填財源でございますが、これは先ほど3ページで御説明をいたしました資本的収支の不足額に、減債積立金の取り崩し額92,788,249円と損益勘定留保資金額201,085,503円、それと、消費税及び地方消費税資本的収支調整額の4,522,909円、合計の298,396,661円を補填いたしましたものでございます。

表右側に記載しております残額531,625,767円に当年度純利益70,837,935円を加え、残高合計602,463,702円が平成28年度へ繰り越す運転資金というふうになります。

次に、20ページをごらんください。

不課税収入明細書でございまして、地方公共団体の企業会計におきまして、補助金や出資金等の特定収入を得ている場合、消費税及び地方消費税の申告時に仕入控除税額が調整されます。そのために、特定収入の用途について記載をいたしておるところでございます。

次に、21ページをごらんください。

平成27年度鹿島市水道事業会計キャッシュフロー計算書でございますが、新会計基準の適用となり、財務諸表の貸借対照表、損益計算書とともに、平成26年度からキャッシュフロー計算書の作成が義務づけられております。これは会計年度における全ての現金収入と現金支出をあらわしたものでございます。

業務活動によるキャッシュフローでございますけれども、給水収益などが主なものでございまして、288,440,580千円が現金収入となっております。

投資活動によるキャッシュフローでございますけれども、62,648,806円が資産取得のための工事費等に支出したものでございます。

財務活動によるキャッシュフローでございますけれども、企業債の借り入れと企業債償還などの差し引きで、230,387,046円が支出となっております。

収入から支出を差し引きますと、現金預金の減少額は4,595,272円でありまして、現金預金の期末残高は650,312,667円となっております。

22ページから26ページまでは、資本的収支の明細書でございます。

次に、30ページから31ページまでは固定資産明細書で、8ページの貸借対照表で説明をいたしましたとおり、有形、無形固定資産の詳細を記載いたしておるところでございます。

32ページから37ページまでは、企業債の明細書でございます。

以上で平成27年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

それでは、質疑に入りますが、本議案は決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第54号は、委員会条例第6条の規定により、決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置をされました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉原元博議員、片渕清次郎議員、樋口作二議員、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、角田一美議員、伊東茂議員、松本末治議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に徳村博紀議員、副委員長に片渕清次郎議員、以上のとおり決定をいたしました。しばらくお待ちください。

お諮りします。議案第55号から議案第61号の7議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号から議案第61号の7議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第55号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第55号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺山靖久君）

議案第55号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポ

スター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は3ページから、議案説明資料は1ページからでございます。

改正の理由、改正内容につきましては、議案説明資料で御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページのほうをお願いいたします。

1ページから2ページにつきましては、新旧対照表でございます。アンダーラインの部分が今回改正をいたしているところでございます。

3ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、選挙公営費の単価の限度額が改正されたため、鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

2番目の公職選挙法施行令の主な改正内容につきましては、1番目といたしまして、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、レンタカー等の場合、日額「15,300円」が「15,800円」に、日額500円の増額でございます。燃料費につきましては、日額「7,350円」が「7,560円」に、日額210円の増額となっております。

2番目の選挙運動用ビラにつきましては、市長選挙のみではございますけれども、1枚当たりの印刷費について、「7円30銭」が「7円51銭」に、21銭の増額となっております。

3番目の選挙運動用ポスターにつきましては、1枚当たりの印刷について、「510円48銭」が「525円6銭」に、14円58銭の増額、企画費につきましては、「301,875円」が「310,500円」に、8,625円の増額となっております。

次に、3番目の条例の改正内容等における公費負担の比較につきましては、1番目の選挙運動用自動車の使用の場合、期間が7日間でございますので、候補者1人当たりの限度額は3,500円の増額、燃料費で1,470円の増額となっております。

2番目の選挙運動用ビラにつきましては、ビラの枚数が公職選挙法によりまして1万6,000枚とされておりますので、候補者1人当たり3,360円の増額となっております。

3番目の選挙運動用ポスターにつきましては、作成枚数が108枚となっておりますので、候補者1人当たり10,260円の増額となります。

4番目につきましては、公費負担分で今回の改正の対象とならないものを掲載しておりますので、参考にごらんください。

4番目の施行期日でございますけれども、施行期日は公布の日といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第56号 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第56号 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書及び議案説明資料、いずれも5ページからとなります。

提案理由は、日当の支給要件等について所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、そちらのほうをごらんください。

資料の6ページに今回の改正の概要を示しておりますので、そちらのほうから御説明いたします。

まず、1番目の改正理由ですが、職員等に対して支給する日当の支給要件につきましては、現行の運用により支給いたしておりましたが、今回、この運用に合わせ、条例及び規則により明確な基準を設けること等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2番目の主な改正内容ですが、日当について若干御説明いたしますと、日当は旅費のうち、運賃その他、ほかの種類のものには含まれない旅行中の昼食代その他の雑費の支払いに充てるため、実費弁償としまして定額支給される旅費の一種とされております。

現在、県内の区域を移動する場合と同程度の距離があり、または時間を要する県外の一部区域への出張等の際には日当を支給しないこととする運用をしておりまして、今回、明確な

基準を設け、これまでの運用に合わせるよう整備し、条例の改正を行うものでございます。

具体的に、現行の運用で日当の支給対象外となっております県外の区域としましては、福岡県大川市、長崎県諫早市、大村市、東彼杵郡が対象となっております。これらの区域につきましては、条例改正後、規則により明確に定める予定でございます。

3番目の施行期日は、公布の日からとしております。

参考までに、地方自治法の旅費等に関する条文の抜粋、それから、7ページには本市におきます旅費に関する検討の主な経過を記載しており、行政改革や事務改善により、経費の縮減に努めてきたところでありまして、今回の日当につきましても、平成22年度から県外の一部区域への日当を運用により廃止してきたところで、今回は例規の整備をするものでございます。

続きまして、資料、戻りまして5ページの新旧対照表により、そのほかの改正内容を含め御説明いたしますが、まず、第4条第3項のアンダーラインの部分で、引用条項を明確にするため、「同項の規定」を「前項の規定」に改めるものでございます。

それから、第17条が日当の支給に関する規定でございまして、これまで条例では、県外旅行に関しては日当を支給するとなっておりますのを、県外の一定区域に関しては支給しないように規定し、具体的な地域については規則で定めることといたしております。

第27条は労働基準法の引用条項の訂正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第57号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

議案第57号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は7ページから、議案説明資料は8ページからでございます。

今回の条例改正は、厚生労働省が定める児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年7月1日に公布されたことに伴い、児童扶養手当法施行令を引用しております条文の整備をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますが、8ページは新旧対照表でございますので、後ほど御確認ください。

次の9ページをごらんください。

今回の改正内容は、ひとり親家庭等の医療費助成において、助成対象者のいずれかの所得が限度額を超過している場合は助成金を支給しないとなっております基準について、その限度額を鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の第4条第2項第3号イ及びウの規定の中で児童扶養手当法施行令を引用して定義しておりますが、その引用元の条文が改正されたため、引用先の鹿島市の条例を改正、整備するものでございます。

具体的には、「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」へ、「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」へ改正いたします。

施行期日は、公布の日でございます。

参考資料として、児童扶養手当法施行令の引用部分の抜粋を載せております。

なお、この条例改正による所得の限度額に変更はございません。

ここで、鹿島市の条例に直接関係するものではございませんが、参考のために、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の内容を御説明いたします。

平成28年度4月時点の児童扶養手当の月額、子供が1人の場合、42,330円、2人目の加算額は5千円、3人目以降の加算額は3千円でしたが、今回の改正により、8月から、2人目の加算額は10千円、3人目以降の加算額は6千円と倍の額になりました。ただし、年収に応じて一部支給や支給停止がございます。

今回の改正の経緯は、ひとり親家庭が子育てと生計をひとりで担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えているため、特に子供が2人以上いる家庭は、より経済的に厳しい状況にある実情を踏まえ、35年ぶりに第2子の加算額が増額、第3子以降は22年ぶりに増額となりました。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明、大体理解しましたが、今回から2人目、3人目が増額になるということですが、それにあわせて収入の限度額が変わってくるということですね。——違うんですかね。私の理解が間違っていますかね。支給の対象者の限度額、その辺について、もう一遍御説明願えますか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

先ほど申しましたが、限度額自体は変更がなくて、引用しております児童扶養手当法施行令に、5千円が10千円に、3千円が6千円に変わったことによって、これまで定額での支給だったのが、5千円から10千円未満までの収入の段階に応じた一部支給をするというのがあるんですよ。3千円から6千円未満までのところにも収入に応じて段階的に一部支給するという項目が3項目入ったおかげで、この第4項を引用していた分が第7項へ、第5項を引用していたのが第8項へずれたというだけで、限度額自体は今までと全く変わりはありません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっとわかったようでわからないんですが、じゃ、今までと変わりなく、余計もらえるというふうに理解したらいいんですか。このことによって支給が多くなって、高い人が取られなくなったて、そういうのではないと。これまでと変わらなくて、余計取れるということで理解すればいいわけですね。——はい、わかりました。済みません。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改

正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議はあす9日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時4分 散会